

千葉の海の魅力発信事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「県」という。）が発注する、千葉の海の魅力発信事業業務の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託者決定後、県が作成する。

2 事業の背景・目的

本県は首都圏にありながら、三方を海に囲まれているという特徴を持っている。長い海岸線、美しい砂浜、切り立った断崖絶壁や波の静かな入り江など、地域によって様々な表情を持つ房総半島の海そのものをはじめ、半島性が生んだ豊かな自然、海の恵みがもたらす水産物や食文化、さらには万祝・大漁旗・波の伊八といった文化芸術などが育まれ、本県独自の魅力として存在している。

しかし、これらの魅力が「千葉県ならではの価値」として、県内外の多くの人々に広く認識されていない。

そのため、地域ごとに様々な表情を持つ本県の海の魅力を十分に引き出し、千葉の海のブランド化を推進し、認知度向上を図るとともに、県民の誇りと愛着を醸成する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日まで

4 委託業務内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、千葉県の海のブランド力向上に高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画の提案及び実施を行うこと。

なお、業務実施に当たっては、「千葉の海・大使^{※1}」（以下、「大使」という。）及び「千葉の海のブランドデザイン及びシンボルカラー^{※2}」（以下、「ブランドデザイン」という。）を活用し、業務全体を通して統一感のある内容とすること。

※1 本県の海を取り巻く現状、課題等について県民が学び、考え、行動するきっかけづくり及び千葉の海の魅力の発信を担う。

※2 千葉の海のブランド力向上のため、県が作成及び選定したブランドデザイン（ロゴマーク、パッケージデザイン）及びシンボルカラーである。なお、ブランドデザインの使用に当たっては、千葉県ホームページに掲載している「千葉の海ブランドデザインガイドライン」を遵守し、県の確認を得ること。

千葉の海ブランドデザインガイドライン

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/chibasea/documents/guideline2307.pdf>

(1) キャッチコピーの作成及びSNS等を使った情報発信

上記2の事業の背景・目的を踏まえ、千葉の海の魅力が県内外に広くかつ効果的に伝わるようインパクトのあるキャッチコピーを作成し、SNSで利用されるハッシュタグを活用し、本業務に有効なプロモーションを行う。

キャッチコピー案は、本業務受託者決定後、県と協議の上選定することとしていることから、3点提案すること。

なお、キャッチコピーは、本業務以外でも千葉県ホームページ「ちば海の魅力ポータルサイト」をはじめ、県の各種広報媒体において、ブランドデザインのロゴマークとあわせて、継続的な使用を想定している。

※ちば海の魅力ポータルサイト

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/chibasea/index.html>

(2) 県主催イベントの企画・運営

千葉の海の魅力発信イベントを企画・運営し、円滑に進行するよう、出演交渉を含む各種交渉、調整、手続、手配、会場設営、MC（司会）、音響機器のオペレーション、撤収、支払等一切の業務を行うこと。

各イベントの開催告知等、独自のメディア媒体や広報手段を用いた情報発信の提案が可能な場合は、提案すること。

ア イベントの内容

イベントの内容は、下記（ア）から（ウ）の関連分野と本県の特徴が育んだ食文化や伝統文化、芸術など多様な文化を組み合わせ、千葉県ならではの海の魅力の認知度の向上が期待できる企画を提案すること。

イベントの実施については、関連分野の既存事業と連携するため、企画提案の内容をもとに、県と協議を行いながら業務を進めるものとする。

なお、出演料、会場使用料を含むイベントにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

また、実施する時期に応じて、下記（3）の千葉の海ブランドデザイン活用の実施企業等の商品展示・販売についても検討すること。

実施回数：3回以上とし、イベント1回当たりの実施時間は6時間程度とする。

※令和6年7月から令和7年3月までの間に実施することとするが、各関連分野に示した実施時期にそれぞれ1回は必ず実施すること。

実施場所：千葉県内又は東京都内

※会場は、気候・天候を考慮し選定すること。屋外で行う場合は、企画に応じて屋根付き施設やテントの設営が可能な場所を選定すること。

また、予備日の確保等を行うこと。

大使の出演は1回以上とすること。

併せて、千葉の海の魅力発信にふさわしい著名人やインフルエンサーの起用に
についても提案すること。その場合、下記要件を満たす者とする。

- ① 宗教活動や政治活動を行っていないこと
- ② 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対していないこと
- ③ 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にないこと

関連分野（実施時期） ※実施時期については変更が生じる場合がある。

- (ア) 観光客誘致（7月）
- (イ) 環境（海のごみゼロキャンペーン）（9月）
- (ウ) 水産物PR（千葉ブランド水産物）（12月～2月）

イ アンケートの実施及びノベルティの配布

来場者にアンケートを実施し、回答者にノベルティを提供するなど効果的に実施する方法を提案すること。

※ノベルティの製作については、4（5）に記載のとおり。

なお、アンケートは紙で行うこともオンラインで行うことも可能とする。

アンケート項目については、県と協議の上決定する。

アンケートの回答内容は、データファイルに入力することとし、データファイルの様式及び入力方法については、県と協議の上決定する。

・アンケート参加者の目標人数：1イベント当たり500人以上

ウ その他

イベントの進行にかかる運営マニュアルを作成し、事前に県に提出すること。

なお、運営マニュアルには以下の内容を必ず記載すること。

※進行台本、会場レイアウト図（受付、控室等も含む。）、スタッフ配置図、スケジュール表（当日及び設営等の当日までのスケジュール）、準備備品リスト、危機管理体制

（3）千葉の海ブランドデザイン活用企業の募集及び支援

千葉の海のブランド化を地域全体で盛り上げるため、ブランドデザインを使用した商品等*の展開を実施する企業・団体（以下、「実施企業等」という。）を募集すること。

※商品等の例

食品、飲料等のお土産品のパッケージや梱包資材、宿泊施設のリネン類・浴衣、サーフボードを含むマリンレジャー用品、ガラス工芸品、衣料品、雑貨 など

企業の積極的な応募につながるよう、企業へのアプローチをはじめ、企業を引き込む効果的な仕掛けを提案すること。

また、商品開発支援から販売促進等までの助言を行うため、実施企業等にアドバイザーを派遣すること。

※提案時は、候補となるアドバイザーを複数人提案すること。

実施企業等にデザイン等のイメージをわかりやすく伝えるため、可能な限りサンプル品（実物）を製作すること。

※サンプル品の実物製作が難しい場合はデジタルでも可とする。

・商品開発の応募企業目標数：30社以上

※県内に活動拠点のある企業・団体とする。

・商品開発実施企業数：10社以上

※募集に当たっては、募集要項を定めることとし、業種・業態及び商品分類のバランス等を考慮し、県と協議の上決定する。

・アドバイザー派遣回数：1企業当たり2回以上とする。

・サンプル品の製作個数：1企業あたり1品以上各2個製作する。

※サンプル品は、1万円以内/個とする。

・その他

(ア)実施企業等は、ブランドデザイン活用企業として千葉県ホームページで公表する。

(イ)製作したサンプル品の実物は、実施企業等へ提供するとともに県にも納品すること。

(ウ)アドバイザー派遣及びサンプル品の製作に係る一切の費用は委託料に含めるものとする。

(エ)サンプル品は、千葉県ホームページ等で公開する場合がある。

(4) 県内イベント等へのブース出展

県内で開催されるイベント等において、千葉の海の魅力発信ブースを出展する。

ブース出展は、下記アに記載したイベントに出展（各1日）することを想定しており、出展するイベントや企画の実施に関する具体的条件や手順等は、県が主催者と調整した上で示すものを基礎として、個別に協議を行い決定するものであること。

なお、当日の運営は県で行うが、出展準備において、県が自ら行うもののほか生じる必要な交渉、調整、手続、手配、ブース設営、撤収、支払い等一切の業務を行うこと。

ア 出展を想定しているイベント

実施時期	イベント、ブースの規模等
11月10日	ちばアクアラインマラソン 2024 の会場で開催されるイベント ※ブースの規模は未定だが、屋外テント1張り(縦3.6m×横2.7m)程度を想定して提案すること。
1月頃	大型ショッピングモールや県内プロスポーツチームの試合会場等で開催されるものを想定。 屋内の場合 1区画(縦3.6m×横2.7m)程度 屋外の場合 テント1張り(縦3.6m×横2.7m)程度

※上記のイベントに出展できない場合を想定し、代替イベント候補案(2回出展)を提案すること。

イ 想定する出展内容

- ・ 出展ブースに訪れる県民等に対し、パネルや動画などを用いた展示や、啓発物資(チラシ・パンフレット等)の配付などを実施する。
- ・ ブース来場者に対し、アンケート調査を実施する。
- ・ 出展ブースへの誘客を図るため、ワークショップ、クイズ、抽選、ゲーム大会などの企画を提案すること。

※実施する時期に応じて、上記(3)の千葉の海ブランドデザイン活用の実施企業等の商品展示・販売も検討すること。

ウ アンケートの実施及びノベルティの配布

ブース来訪者にアンケートを実施し、回答者にノベルティを提供するなど効果的に実施する方法を提案すること。

なお、アンケート項目については、県と協議の上決定する。

※ノベルティの製作については、4(5)に記載のとおり。

- ・ アンケート参加者の目標人数：1イベント当たり300人以上

アンケートは紙で行うこともオンラインで行うことも可能とする。

アンケートの回答内容は、データファイルに入力することとし、データファイルの様式及び入力方法については、県と協議の上決定すること。

オ その他留意事項

- ・ ブース出展にかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- ・ 給排水や電源等、ブースの出展に必要な設備等は、出展者で用意する必要がある

あるものと想定すること。

- ・ ブース設営の際は、パンフレットやチラシを配架できるスタンド等を設置すること。
- ・ 出展に係る運営マニュアル（レイアウト、スケジュール、役割分担、進行表等が記載されたもの）を作成し、事前に県に提出すること。
- ・ ブースの装飾は、県が所有している以下の啓発物資を用いることができる。
なお、独自に製作した資材等を加えても差し支えない。

○県所有の啓発物資（全てブランドデザイン仕様）

- ・ テーブルカバー：2枚（幅約1800mm×高さ700mm×奥行600mm）
- ・ バナースタンド：1台（約600mm×1500mm ※巻き取りロール式）
- ・ A型のぼり看板：1台（約620mm×930mm）
- ・ 卓上パネル：3種類（A3サイズ）
- ・ のぼり旗：4本（約600mm×1800mm）

（5）ノベルティの製作

ブランドデザインを活用し、千葉の海の魅力のPRに資するノベルティを以下のとおり製作すること。

アイテムの種類：3種類以上

※ボールペン及びクリアファイルは選定しないこと。

製作個数：2,500個以上（全アイテムの合計）

※1個当たりの単価は600円程度とする。

留意事項

- ・ ノベルティは、環境負荷の少ないアイテムとすること。
- ・ ノベルティの製作が4（2）及び（4）アのイベント開催日に間に合わない場合は、県が提供する既存のノベルティ（ボールペン、クリアファイル）を使用することも可能とするが、その場合においても上記の製作個数分の製作を行うこと。

（6）その他の独自提案事項

上記（1）から（5）の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する提案を行うこと。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

（7）その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めることとする。

5 業務実施体制

本業務が円滑に実行され、かつ高い事業成果の獲得が可能な体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置すること。やむを得ず、本事業の責任者・担当者名を変更する場合は、事前に県へ報告すること。

また、企画提案書では、「4 委託業務内容」の実施内容、業務フロー、人員配置体制を明らかにし、業務が遂行可能であることが客観的に理解できるような内容を示すこと。

6 実施報告書のとりまとめ

業務の完了後、委託業務の事業内容の実施報告書（様式任意）を県に提出すること。

なお、4（2）及び（4）アの業務については、イベント等出展の都度、設営・運営・撤去の状況等について記録（写真及び動画等による撮影を含む）を行い、各イベントの参加者数、実施したアンケートの分析結果をまとめること。

撮影した写真や動画は、県職員が用いる業務用パソコンにおいて閲覧及び簡易な編集が可能なデータとして納品すること。

7 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用は委託料に含むこと。

8 著作権、成果物等の取扱い

- （1）本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、原則として県に帰属するものとする。
- （2）本事業の実施に当たっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

9 その他の留意事項

（1）業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と協議及び打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

なお、協議及び打合せは、県又は受託者の求めに応じて実施するものとし、実施場所については、県の指示に従うものとする。

また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

（2）再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

また、業務の一部について、県の承諾なしに第三者に再委託することはできない。

（3）仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あら

かじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 記載外項目

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(5) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。